

平常時の帰宅困難者等対策(抑制等)の取組み主体と役割【修正版】

		【平常時の役割】		
		体制整備	普及・啓発	食料・物資等の準備
主 体	[市] ①習志野市 (危機管理課) ②船橋市 (危機管理課)	○協議会を運営する ○緊急時連絡先一覧表を整備・更新する ○一時滞在施設を指定し、周知する ○帰宅支援施設を指定し、周知する ○緊急時の通信網を整備する	○市民に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルール等を普及・啓発する ○取組み状況をホームページ等へ掲載し、広報する ○事業所等に対し、対策を指導・周知する ○訓練等を企画・運営する(行政境を越えた協力等も含めて)	○帰宅困難者向け支援物資(流通物資含む)を確保する(千葉県・隣接市との連携) ○大型店等との物資提供体制を整備する(協定の活用や新たな協定の締結) ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場に準備する
	[交通事業者] ①JR津田沼駅 ②新京成新津田沼駅 ③京成津田沼駅	○運行情報の収集・提供体制を整備する ○一時的に留めるスペースの確保に努める ○自社代替輸送手段を検討する ○案内(誘導)体制を確保する ○自社での対応をルール化し、内部の対応マニュアル等を策定する	○利用者に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルール等を、パンフレットの配布など可能な手段を活用し普及・啓発する ○従業員社員に対し、帰宅困難者への対応を周知・徹底する ○訓練等を企画・実施する(行政機関等との協力)	○利用者向け備蓄物資を確保する ○駅構内に一時滞在スペースを確保・指定する ○職員社員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場に準備する
	[大型店] ①イオン(モール)津田沼店 ②イトーヨーカドー津田沼店 ③ミーナ津田沼店 ④パルコ津田沼店 ⑤モリア津田沼店 ⑥ザ・ブロックビル	○利用客を一時的に留める(抑制)スペースを確保・指定する ○従業員(社員)等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する ○自社での対応をルール化し、内部の対応マニュアル等を策定する	○利用者に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルール等を、パンフレットの配布など可能な手段を活用し普及・啓発する ○従業員(社員)に対し、帰宅困難者への対応を周知・徹底する ○訓練等へ積極的に参加する(行政機関等との協力)	○従業員(社員)用の備蓄を確保する(商品の在庫流通も含む) ○利用客を一時的に留められる程度の備蓄の確保又は、商品の在庫を提供できる体制を確保する ○職員従業員(社員)は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場に準備する
	[一時滞在施設] ①習志野文化ホール ②千葉工業大学 ③ホテルメッツ津田沼	○受入スペースを確保・指定する ○従業員(職員・学生)等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する ○受入方法をルール化し、内部対応マニュアルを策定する	○利用者に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルール等を、パンフレットの配布など可能な手段を活用し普及・啓発する ○従業員(職員)に対し、帰宅困難者への対応を周知する ○一時滞在施設の指定を受けていることを、ホームページ等の可能な手段を活用し広報する	○従業員(職員)用の備蓄物資を確保する ○帰宅困難者向け備蓄物資を確保する(市と連携し可能な範囲で準備する) ○市と連携し、帰宅困難者向け備蓄物資の確保に努める。 ○職員従業員(職員)は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場に準備する
	[商工会議所・商店会] ①習志野商工会議所 ②津田沼南口商店会 ③津田沼一丁目商店会 ④船橋市前原商店会	○会員への対応の統一化を図る ○会員となっている企業等への一斉帰宅抑制(必要な備え)をルール化する	○訓練等へ積極的に参加する ○会員に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルールを普及・啓発する ○利用者に対し、行動ルール等を、パンフレットの配布など可能な手段を活用し普及・啓発する ○会員に対し、帰宅困難者への対応を周知する	○各店において従業員用の備蓄物資を確保する ○各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場や自宅に準備する
	[市指定避難所] ①谷津小学校 ②第一中学校 ③第五中学校 ④前原小学校 ⑤東部公民館	○学校防災対応マニュアルを策定する ○保護者等との連絡体制・引き渡しまでの生徒等の保護体制を構築する ○避難所における避難者や帰宅困難者への対応をマニュアル化する ○避難所での受入対応に関し、地域住民へ周知する ○帰宅困難者を受入れる可能性があることを周知	○家庭での行動ルール・安否確認方法等を確認する ○訓練等へ積極的に参加する ○職員に対し、帰宅困難者等への対応を周知・徹底する	○生徒及び職員用の備蓄物資を確保する ○職員(生徒)は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場(学校)や自宅に準備する
	[地域住民] ①津田沼連合町会 ②津田沼北部連合町会 ③谷津連合町会 ④谷津西部連合町会 ⑤前原自治連合協議会	○避難所での受入対応に関し、地域住民へ周知する(帰宅困難者を受入れる可能性があることを周知し、共通認識を図る)	○家庭での避難行動のルール・安否確認方法等を確認する ○訓練等へ積極的に参加する	○災害発生時に避難所に避難しなくても済むように、各家庭において必要な備蓄物資等を準備する ○町会や自治会等で必要な備蓄物資等を準備する
	[千葉県] ①葛南地域振興事務所	○情報提供体制を整備する ○帰宅支援対象道路を指定する ○帰宅支援施設を指定・調整する ○一時滞在施設を指定・調整する ○関係する地方公共団体間の連携体制を構築する ○本庁との調整を図り、情報提供体制を整備する。	○県民に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルールや安否確認手段等を、パンフレットの配布など可能な手段を活用し普及・啓発する ○県対策協議会との調整を図る	○食料・物資等の準備を、企業や学校等に呼びかける ○帰宅支援施設や一時滞在施設の食料・物資等の備蓄を支援する ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場に準備する
	[警察機関] ①習志野警察署 ②船橋東警察署	○混乱防止対策・誘導体制を整備する ○交通規制等の事前対策を整備する	○市民に対し、「むやみに移動を開始しない」などの行動ルール等を、パンフレットの配布など可能な手段を活用し普及・啓発する(安否確認方法等の周知)	○交通規制・誘導等に必要資機材を整備する ○職員用の備蓄物資を確保する ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場に準備する
	[消防機関] ①習志野市消防本部 ②船橋市消防局	○二次災害発生時の出動体制を整備する	○事業所等に対し、訓練等により指導する	○救助・救急活動等に必要資機材を整備する ○職員用の備蓄物資を確保する ○職員は、各個人で必要と思われる自分用の備蓄物資等を職場に準備する

※『一時滞在施設』：主として、帰宅困難者等の宿泊・仮眠支援を行う。

※『帰宅支援施設』：主として、帰宅困難者等の水、食料、トイレ等、物資の支援を行う。原則として、避難所と異なる。

※『行動ルール等』：むやみに移動を開始しない、複数の安否確認の実施、落ち着いて情報収集・行動、助け合って行動など。

※『帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報』：「鉄道等の公共交通機関に関する情報」、「安否確認方法に関する情報」、「被害状況に関する情報」、「帰宅にあたり注意すべき情報」、「支援情報」、「余震・気象情報」など。